

請を行った。面接記録票及びケース記録票には、長女から聞き取った、長女の年齢、生活状況、生活歴、職歴、病歴、資産及び扶養義務者等の状況の記載がある。同月 21 日、処分庁は、長女について、同月 18 日に遡って保護を開始した。なお、長女の当時の年齢は 〇歳であると記載され、長女の職歴に関しては平成 18 年 3 月に請求人世帯から世帯分離後、〇にて 3 カ月、〇にて就労するも〇のため長続きせず、その後就職歴はない旨記載がある。

- 3 平成 27 年 8 月 17 日、処分庁は、電話で請求人に対し、長女について〇にて検診（検診命令）を受けるよう指導した。
- 4 平成 27 年 8 月 27 日、処分庁は、〇医師（以下「主治医」という。）から提出された長女の検診書を受け付けた。検診結果が記載された当該検診書には、「傷病名および症状」は「〇」で、その「症状」は「〇」、「診療について」は「診療を要する」、「療法」は「月 1 ～ 2 回通院」、「稼働について」は「現在受療しながら稼働可能 軽労働」と記載されている。
- 5 平成 27 年 8 月 28 日、処分庁は、請求人に電話をし、長女の検診結果から求職活動を行うよう、また、求職活動状況報告書を送付するので当該報告書を提出するよう伝えたところ、請求人は、長女は体調が悪く寝ていると言った。
- 6 平成 27 年 11 月 6 日、処分庁は、請求人宅を訪問し、請求人に長女の就労について質問すると、長女は体調が悪く寝ているとの回答があった。処分庁は、体調の悪い時もあると思うが、求職活動を行うよう指導した。請求人は、処分庁に長女が求職活動をしない場合はどうなるのかを質問し、処分庁は、文書指導しても指導に従わない場合は保護を継続することが困難になると伝えた。
- 7 平成 27 年 11 月 10 日、処分庁は、請求人に対し、長女が求職活動を行い、求職活動状況申告書を提出するよう指導していたが、指導指示に従って求職活動を行っていなかったため、文書指導を行うことを診断会議で決定し、同日付けで、法第 27 条第 1 項に基づく指導指示（1 回目）を書面により行った。当該診断会議について、ケース記録票には、「【状況及び経過】長女は 8 月下旬より就労可能との医師判断により、8 月 28 日に電話にて求職活動を行い、求職活動状況申告書を 9 月分から提出するよう指導指示していたが、今だに提出されず訪問にて求職活動を行うよう指導するも主が長女は病気で寝ていると言って自宅玄関先で騒ぎたて面談すらできない。」と記載されている。
- 8 上記指導指示（1 回目）である平成 27 年 11 月 10 日付け高福生通知第 42530 号の指示書は、その宛名を、請求人とし、「生活保護法第 27 条の規定により、次の事項を指示します。なお、次の指示に正当な理由なく従わないときは同法第 62 条第 3 項により保護の変更、停止または廃止をすることがあります。
（1）あなたの長女は病気療養中ではあるが軽労働可能であるため、仕事に就

けるよう真摯かつ積極的に求職活動を行い、自立に向けて努力をすること。求職活動を行う場合は、「ハローワーク」や「しごとプラザ」にて、受付カードの交付を受け、相談窓口等で求職活動を行うこと。（２）毎月の求職活動状況については、求職活動状況報告書に記入し、翌月５日までに当福祉事務所に提出すること。収入があった場合には、給与明細書等の書類を添付し、収入申告書とともに提出すること。」と記載されている。

9 平成 27 年 12 月 11 日、処分庁は、請求人宅を訪問し、長女に対して求職活動（週 2 回以上職安と適時面接受験）を行い、平成 28 年 1 月 5 日までに求職活動状況報告書を提出するよう指導した。長女は判りましたと答えた。

10 平成 28 年 1 月 8 日、処分庁は、請求人に電話をし、その時外出中であった長女の携帯電話の番号を聞いた。その後、処分庁は長女に電話をし、12 月分の求職活動状況報告書が提出されていないことについて質問すると、12 月は体調不良（風邪等）で求職活動を行えなかったが、1 月は求職活動を行っているとの回答を得た。処分庁は、長女に同年 2 月 5 日までに真摯な求職活動（週 2 回以上職安と適時面接受験）を行い、求職活動状況報告書を提出するよう指導した。長女は判りましたと答えた。

11 平成 28 年 2 月 17 日、処分庁は、請求人宅を訪問し、長女に同月 5 日までに提出を指導していた同年 1 月分の求職活動状況報告書が提出されていないことを質問すると、長女は、求職活動を行っていないと答えた。

12 平成 28 年 2 月 18 日、処分庁は、指導指示に従って真摯な求職活動を全く行っていなかったため、再度の文書指導を行うことを診断会議で決定し、同日付けで、法第 27 条第 1 項に基づく指導指示（2 回目）を書面により行った。当該診断会議について、ケース記録票には、「【状況及び経過】長女は 8 月下旬より就労可能との医師判断により、8 月 28 日に電話にて求職活動を行い、求職活動状況申告書を 9 月分から提出するよう指導指示、平成 27 年 11 月 10 日付け高福生通知第 42530 号文書により求職活動を行うよう文書指導するも報告書は未だに提出されないもので、訪問にて面談したが求職活動を全く行っていないとのことであった。」と記載されている。

13 上記指導指示（2 回目）である平成 28 年 2 月 18 日付け高福生通知第 59589 号の指示書は、その宛名を、請求人とし、「生活保護法第 27 条の規定により、次の事項を指示します。なお、次の指示に正当な理由なく従わないときは同法第 62 条第 3 項により保護の変更、停止または廃止をすることがあります。

（１）生活保護法第 27 条に基づき、平成 27 年 11 月 10 日付けの文書により指導指示を行いました。従って次のとおり、再度、指導指示します。（２）あなたの長女は軽労働可能であるため、仕事に就けるよう真摯かつ積極的に求職活動を行い、自立に向けて努力をすること。求職活動を行う場合は、「ハローワーク」や「しごとプラザ」にて、受付カードの交付を受け、相談窓口等で求職活動を行うこと。（３）毎月の求職活動状況については、求

職活動状況報告書に記入し、翌月5日までに当福祉事務所に提出すること。収入があった場合には、給与明細書等の書類を添付し、収入申告書とともに提出すること。」と記載されている。

14 平成28年3月7日、処分庁は、長女に電話をし、同年2月の求職活動状況報告書を提出するよう指導すると、長女は、子の[]等で求職活動を行っていないと答えた。

15 平成28年3月8日、処分庁は、請求人及び長女は文書指示に従っていないとして、法第62条第4項の規定により、弁明の機会を与えることを診断会議で決定し、同日付けで弁明聴取通知書を発送した。当該診断会議について、ケース記録票には、「【状況及び経過】主に対しては平成27年11月10日付け高福生第42530号及び平成28年2月18日付け高福生第59589号指導指示書により、主の長女に真摯かつ積極的に求職活動を行い、求職活動状況報告書を翌月5日までに提出するよう指導指示を行っていたが、真摯かつ積極的に求職活動が全く行われておらず、主も非協力的である。」と記載されている。

16 上記の弁明聴取通知書は、その宛名を、請求人とし、「あなたに対して、平成27年11月10日付け高福生通知第42530号及び平成28年2月18日付け高福生通知第59589号により生活保護法第27条の規定による指導及び指示を行いました。あなたが、その指導及び指示に対して誠実に従ったとは認められません。したがって、あなたの場合は、同法第62条第3項の規定による保護の変更（停止・廃止）の処分に該当することになります。については、同法第62条第4項の規定により次のとおりあなたに弁明の機会を与えますので、必ず出頭してください。なお、当日やむを得ず出頭できない理由があるときは、事前に高松市生活福祉課に連絡の上、指示を受けてください。」と記載されている。また、弁明の日時及び場所が告知されるとともに、参考として、法第62条第3項及び4項の条文が記載されている。

17 平成28年3月23日、処分庁は、請求人及び長女に弁明の機会を与え、文書指導に従わなかった理由を聴取した。

18 平成28年3月24日、処分庁は、同月23日の弁明の際に請求人及び長女から聴取した文書指導に従わなかった理由等について、長女が求職活動を行えない理由にはならないと診断会議において判断し、本件処分の決定を行った。

19 平成28年5月20日、請求人は、法第27条第1項に基づく指導又は指示に従わないことを理由として、処分庁が法第62条第3項に基づき本件処分を行ったことに不服があるとして、香川県知事に対し、本件審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、概ね次のとおり主張し、本件処分が違法・不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

(1) 請求人及び長女の健康状態について

請求人は、生活保護受給申請時から現在に至るまで

と診断され、「

状況にある（平成 28 年 4 月 2 日診断書）。長女は、平成 13 年ころから

に罹患しており、現在では、それに加え、

現状においては就労は不可である」状況にある（平成 28 年 4 月 2 日診断書）。長女は、のため、継続して仕事をする事ができず、職歴も現在に至るまでで各 3 か月であり、職歴がないに等しい状況である。

(2) 指導指示の違法・不当性について

被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第 62 条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるが、前提となる指導指示が違法・不当であれば、仮に指導指示違反があったとしても、それに基づく処分も違法・不当である。

処分庁による長女に対する求職活動の指導指示の根拠となっているのは、主治医による「軽作業可」との意見である。しかし、主治医は、平成 28 年 4 月 2 日付けで長女に対し、「現状においては就労は不可である。」との前述の意見と矛盾する診断書を作成している。「軽作業可」とした主治医の意見は信用できるものではなく、それに基づく求職活動の指導指示は違法・不当である。

(3) 世帯分離が可能であったことについて

長女が、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者であったとしても、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合に該当するため、「生活保護法による保護の実施要領について」にしたがい、世帯分離は可能であった。

したがって、「その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこと」が可能であって、請求人に対する本件処分は違法・不当である。

(4) 保護の停止等によるべきであったことについて

請求人に対する指導指示違反としては、求職活動の指導指示違反のみであり、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）」問（第 11 の 1）答 3 の（1）及び（2）には該当しない。課長通知問（第 11 の 1）答 3 の（3）について処分庁は、「審査請求人も長女が求職活動を行わないことが妥当であると主張し担当者による指導指示を妨げる言動に終始している」

として該当すると考えているようであるが、そのような事実は存在せず、課長通知問（第 11 の 1）答 3 の（3）「保護の停止を行うことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。」にも該当しない。

したがって、課長通知問（第 11 の 1）答 2 にしたがって、生活保護停止処分とすべきであったのであり、本件処分としたことは、違法・不当である。

2 処分庁の主張

処分庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 請求人及び長女健康状態について

請求人が審査請求書に添付した請求人の主治医の診断書の内容等について平成 28 年 4 月 6 日、担当職員が主治医を訪問し、「現時点において、軽就労は可能であること。[redacted]により、病状の改善が図られると考えられる。」とした意見を聴取した。また、請求人が審査請求書に添付した診断書との矛盾点について聞くと、「以前の内容と異なるものの、現時点においてはそのように判断している。」とのことであった。

その際、併せて、請求人が審査請求書に添付した長女的主治医の診断書の内容等についても、「現時点において、軽就労は可能であること。[redacted]により、病状の改善が図られると考えられる。」とした意見を聴取した。また、請求人が審査請求書に添付した診断書との矛盾点について聞くと、「以前の内容と異なるものの、現時点においてはそのように判断している。」とのことであった。

(2) 指導指示の違法・不当性について

平成 27 年 8 月 27 日に、長女に対する検診命令により、主治医から稼働については、「現在受療しながら稼働可能。軽労働。」と記載された検診書の提出を受けたことなどから、長女に対して求職活動の実施を口頭により指導してきた。しかし、請求人と長女からは、求職活動が報告されることがなかったため、法第 27 条に基づき、長女の求職活動を行う旨の文書指導を 2 回行ったが、求職活動を示す書類の提出は一切なく、真摯な求職活動を行った報告もなかったため、法第 62 条第 4 項に基づく弁明を請求人及び長女に求めた。

(3) 世帯分離が可能であったことについて

請求人世帯は、[redacted]の支給決定を受けており、これらの制度の趣旨に鑑みても、請求人世帯の児童等が突発的に急迫な状態に陥る可能性はなく、よしんば、そのような状況に陥ったとしても、その場合を想定し、[redacted]と連携をとり、急迫した場合には、[redacted]への一時保護等の検討の対応を、あわせて行っており、配慮と検討を欠く状態ではなかった。

(4) 保護の停止等によるべきであったことについて

主治医によると、請求人も就労について長女と同じく軽労働は可能であるとの見解が示されており、これまで折に触れ請求人に対し求職活動の指導を行っているが過去■年以上一度も求職活動を行っていない。請求人は長女の就職活動が未実施であることに妥当性があると訴え、また、体調不良を理由として、常習的に居留守を使うなど、指導指示に従わないことから、課長通知問（第11の1）答3の（3）「保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」に該当し、廃止処分に違法・不当はない。

第3 理由

1 稼働能力の活用については、次のとおり法及び国の通知にその取扱いが定められている。

(1) その根拠となる保護の補足性について、法第4条第1項に「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とある。

(2) 稼働能力の活用について、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第4に、

「1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。

4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因を踏まえて行うこと。」とある。

2 保護受給中における指導又は指示（以下「指導指示」という。）に関しては、次のとおり法及び国の通知にその取扱いが定められている。

- (1) 指導指示について、法第 27 条第 1 項に「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」とある。
- (2) 指導指示に従う義務について、法第 62 条第 1 項に「被保護者は、保護の実施機関が、… (略) … 第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」とある。さらに、同条第 3 項は、「保護の実施機関は、被保護者が前 2 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」とし、同条第 4 項では、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」こととされている。
- (3) 保護受給中における指導指示について、局長通知第 11-2 に「(1) 保護受給中の者については、随時、1 と同様の助言、指導を行うほか、特に次のような場合においては必要に応じて法第 27 条による指導指示を行うこと。ア 傷病その他の理由により離職し、又は就職していなかった者が傷病の回復等により就労を可能とするに至ったとき。… (略) … (2) (1) のアからオまでによる指導指示を行うにあたっては、本人又は親族、知己による求職活動をうながし、これに適切な助言、指導又はあつせんを行うこととするが、これによることが適当でない場合は、公共職業安定所への連絡、紹介等について必要な指導指示を行うものとする。… (略) … (3) 指導指示を行うに当たっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行い状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。(4) 法第 27 条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第 62 条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと。」とある。
- (4) 指導指示に従わない場合の取扱いについて、課長通知問（第 11 の 1）に「被保護者が書面による法第 27 条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準を示されたい。答 被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第 62 条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行うに先立ち、再度、法第 27 条により書面による指導指示を行うこと。なお、この場合において、保護

の変更、停止又は廃止のうちいずれかを適用するかについては、次の基準によること。1 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこと。2 1によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、法第 62 条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。3 2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。(1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほか、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。(2) 法第 78 条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。(3) 保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。なお、1から3に掲げる保護の変更、停止又は廃止は、当該処分を行うことを実際に決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行った場合にはその指定期限の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。」とある。

- 3 世帯の認定については、次のとおり国の通知にその取扱いが定められている。
- (1) 世帯の認定について、局長通知第1-2に「同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。…(略)…(1) 世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合…(略)…」とある。
- (2) 真にやむを得ない事情について、生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「課長事務連絡」という。)問1-19に「(問)局第1の2の(1)において、「他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合」とはどんな場合をいうのか。(答)一般に次のいずれにも該当する場合をいうものと解すべきである。(1) 当該世帯の資産の保有状況が生活保護法第4条の許容する限度であること。(この点については、一般の保護申請世帯の場合と同様の標準で、実施要領の規定等に照らして判断すべきである。)(2) 他の世帯員(例えば争議参加者の配偶者等)が、その健康状態等に応じて可能なかぎり生活の維持に努力していると認められる状況にあること。(3) 扶養義務者からの扶養を受けることについても最大限の努力が払われていること。(4) その世帯の収入が要件欠如者を除いた当該世帯の最低生活費を下回るため生活に困窮すると

認められること。」とある。

4 これらを踏まえ、本件処分について検討する。

(1) 稼働能力の活用について

①稼働能力があるか否かの評価について

処分庁は、事案の概要の3から5までのとおり、長女に対して行った検診命令による検診結果から、長女には稼働能力があり、求職活動を行うことができる判断したと認められる。また、処分庁は、事案の概要の2のとおり、面接記録票等に長女の年齢、生活状況、生活歴、職歴及び病歴等を記載している。

局長通知第4の2では、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」と規定されている。しかし、処分庁は、年齢、病歴のほか、生活歴・職歴等をも把握していたが、上記の検診結果をもって稼働能力があると直接判断したといわざるを得ず、ケース記録票には、長女の年齢や医学的な面からの評価に加え、長女の有している資格、生活歴・職歴等を分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案のうえ検討している記載はなく、稼働能力があるか否かの評価を適切に行っているとはいえない。

②稼働能力を活用する意思があるか否かの評価について

処分庁は、事案の概要の5及び6のとおり、請求人に対し、長女が求職活動を行い、及びその報告書を提出するよう伝えたにもかかわらず、報告書の提出はなかったところ、請求人からは、長女は体調が悪く寝ているとの回答を得ている。

局長通知第4の3では、「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職活動状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえて行うこと。」と規定されている。しかし、①のとおり、そもそも処分庁は、稼働能力を活用する意思があるか否かの評価を行う上で前提となる、稼働能力があるか否かの評価について適切に行っていない。また、求職活動状況報告書の提出がなかったことをもって稼働能力を活用する意思がないと判断したと思慮されるが、ケース記録票には、長女は体調が悪く寝ていることを聴取した記録があるにもかかわらず、これが真摯な求職活動を阻害する要因となり得るか等を検討した記載はなく、稼働能力を活用する意思があるか否かの評価を適切に行っているとはいえない。

③就労の場を得ることができるか否かの評価について

処分庁は、事案の概要の2のとおり面接記録票等に長女の年齢、生活状況、

生活歴、職歴及び病歴等を記載している。

局長通知第4の4には、「就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。」と規定されている。しかし、①のとおり、そもそも処分庁は、就労の場を得ることができるか否かの評価を行う上で前提となる、稼働能力があるか否かの評価について適切に行っていない。また、ケース記録票には、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報を踏まえ検討した記載はなく、さらに、長女の生活状況、生活歴、職歴及び病歴等をも把握していたが、同記録票には、長女の就労を阻害する要因となり得るか等を検討した記載はなく、就労の場を得ることができるか否かの評価を適切に行っているとはいえない。

以上のことから、長女が稼働能力を活用しているか否かについて、処分庁は、局長通知第4の定めに従い適切に判断しているとはいえない。

(2) 保護受給中における指導指示について

処分庁は、事案の概要の3から6までのとおり、長女に対して行った検診命令による検診結果から、長女には稼働能力があり、求職活動を行うことができると判断し、口頭により請求人に対して長女の求職活動を指導した。(電話及び訪問時に長女は体調が悪く寝ているとの回答があったため、直接長女に対して指導指示が行えなかったと認められる。)その後、処分庁は、事案の概要の7及び8のとおり、指導指示に従って求職活動を行っていなかったため、請求人に対して1回目の書面による指導指示を行った。

次に処分庁は、事案の概要の9から13までのとおり、口頭により長女に対しても求職活動を行うよう指導しており、また、1回目の書面による指導指示にもかかわらず、求職活動は全く行われず、報告書は未だ提出されないため、請求人に対して2回目の書面による指導指示を行った。

局長通知第11-2-(4)に、「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者(これによりがたい場合は、当該世帯主)に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。」と規定されている。処分庁は、口頭による指導指示を請求人及び長女に対して行い、一方、文書(書面)による指導指示は、直接指導指示を行うべき長女に対しては行わず、請求人に対して行っているところ、書面による指導指示が長女に対して直接行えなかった事情は認めることができず、局長通知第11-2-(4)の定めに従い適切に行っているとはいえない。

(3) 世帯の認定について

処分庁は、事案の概要の18のとおり、請求人及び長女から聴取した文書指導に従わなかった理由等について、長女が求職活動を行えない理由にはならないと診断会議において判断し、本件処分を決定した。

局長通知第1-2-(1)に、同一世帯に属していると認定されるものでも、「世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合」は、世帯分離して差し支えないことと規定されている。また、生活保護問答集問1-19に、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合の4つの条件が規定されている。処分庁は、書面による指導指示に従わなかったとして、請求人世帯の生活保護の廃止を決定したが、その過程において請求人及び長女の世帯分離について局長通知等の要件に該当するか否かを検討したことは、ケース記録票に記載されてはいないのであって、第2の2(3)の処分庁の主張にかかわらず、局長通知第1-2-(1)の定めに従い適切に行っているとはいえない。

(4) 総括

したがって、上記(1)から(3)までに掲げた処分庁の各判断は適切に行われておらず、本件処分は、違法な処分と認められる。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年2月9日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

